

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ3頁20行目に、「銀行の占有には要保護性が認められる」とあるが、誤振込みの場合にも受取人に預金債権が成立するにもかかわらず、あえて受取人の占有を排し、銀行に占有を認めるのはなぜか。

II. 学説の検討

10 イ説について

イ・2説について

検察側と同様の理由により、採用しない。

イ・1説について

- 15 誤振込の場合にも、預金債権は肯定される以上、口座名義人に預金の占有を認めるべきである¹。したがって、占有権を有さない銀行あるいは振込人に対する占有侵害は観念できない。よって、弁護側はイ・1説を採用しない。

ア説について

- 20 検察側と同様の理由により、採用しない。

ここで、新たに弁護側はウ説(不可罰説)を提唱し、採用する。

ウ説

- 25 誤振込の場合にも、受取人に預金債権は成立し、預金に対して受取人は占有権を取得することとなる。したがって、誤振込された預金を口座名義人が引き出す行為は何ら刑法上の罪に抵触することはなく、預金債権の取得について依頼人との関係で不当利得となるに過ぎない²。

III. 判例

預金に対する占有について

- 30 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁

[事案の概要]

- 35 振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないとされた事案。

¹ 高橋則夫『刑法各論[第3版]』(成文堂、2018年)381頁。

² 4班私見。

[要旨]

振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する。

5 [引用の趣旨]

誤振込みについて、依頼人が誤って銀行口座に入金した場合でも受取人の銀行に対する預金債権は有効に成立するとし、受取人に預金の占有が認められる。また、受取人の預金債権の取得について、依頼人との関係で不当利得となるに過ぎない。以上より、本決定は、弁護側が提唱するウ説に親和的であるといえる。

10

IV. 本問の検討

1. 甲は誤振込みされた金銭を含む預金 88 万円の払戻しを請求し、現金 88 万円の交付を受けているが、弁護側はウ説を採用するに、甲の行為は何ら刑法上の罪に抵触しない。
2. よって、甲は何ら罪責を負わない。

15

V. 結論

甲は何ら罪責を負わない。

以上